

に於ける副業の指導獎勵を行ひ、「必勝國民貯蓄組合」を強化擴充すること。

(ハ) 産業報國會は勤勞の増強、消費の節約、特に青少年工の浪費抑制を徹底せしめ、關係職域の貯蓄の増強を期すること。

(ニ) 大日本青少年團は貯蓄思想を家庭の内部に滲透せしめること。

(ホ) 商業報國會は商工業者の貯蓄組合の飛躍的増強を期すること。

(ヘ) 農業報國聯盟は生産物販賣代金の天引貯蓄の勵行、豐作に基く増加所得の貯蓄化、米麥藪價格の引上げ金額、生産補給金及び米穀検査手数料廢止に依つて浮んだ金額の貯蓄振向けを圖ること。

(ト) 帝國在郷軍人會は其の貯蓄組合の擴充を強化徹底すること。

二、貯蓄割當を受けた組合は必ず之を構成員(下部組織或

は各戸主又は各人)に割當をなすと共に、割當額の實現に必要な措置を講ずること。

三 學校は青年團及び生徒兒童を通し各家庭に於ける目標額達成の推進をなさしめること。

四 各金融機關は縣下に於ける資金の撒布状況及び消費状況を調査し、機を逸せず貯蓄の勸奨に努めると共に新領域に向つて開拓を進めること。

五 上述の目的を達する爲廣く言論機關の協力により効果的なる啓發宣傳の方途を講ずること。

(地方課)

× × ×

鳥取縣公報

第千四百五十號

火曜日

目次

○告示

- 播州鎌販賣價格指定……………一頁
- 水産物配給統制規則改正……………一頁
- 資源調査員任免……………一頁
- 負債整理委員會廢止……………六頁
- 産婆名簿登錄者……………六頁
- 游泳池開設許可……………六頁
- 倉吉町國民健康保險組合指定……………八頁
- 關稅検査章返納並交付……………九頁
- 關絲調査員囑託及解囑……………一〇頁
- 産婆名簿取消者……………二頁

同報

- 舊品回収運動展開……………三頁
- 戦時衣生活の簡素化……………三頁
- 昭和十八年全国壯丁皆泳必成訓練……………一四頁
- 其の他……………一四頁

告示

◆鳥取縣告示第三百六十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル播州鎌柄付ケ及播州鎌超特級品ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 播州鎌柄付ケ及播州鎌超特級品ノ最高販賣價格

品目	寸	法	單位	最終最高販賣價格
鎌柄付ケ	鋸鎌柄	六寸五分	一丁	七錢
同	其ノ他ノ鎌柄	八寸ラツパ	同	一〇

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年七月十三日 第千四百五十五號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

に於ける副業の指導獎勵を行ひ、「必勝國民貯蓄組合」を強化擴充すること。

(ハ) 産業報國會は勤勞の増強、消費の節約、特に青少年工の浪費抑制を徹底せしめ、關係職域の貯蓄の増強を期すること。

(ニ) 大日本青少年團は貯蓄思想を家庭の内部に滲透せしめること。

(ホ) 商業報國會は商工業者の貯蓄組合の飛躍的増強を期すること。

(ヘ) 農業報國聯盟は生産物販賣代金の天引貯蓄の勵行、豐作に基く増加所得の貯蓄化、米麥藁價格の引上げ金額、生産補給金及び米穀検査手数料廢止に依つて浮んだ金額の貯蓄振向けを圖ること。

(ト) 帝國在郷軍人會は其の貯蓄組合の擴充を強化徹底すること。

以上各貯蓄組合を受けた組合は必ず之を構成員(下部組織或

は各戸主又は各人)に割當をなすと共に、割當額の實現に必要な措置を講ずること。

三 學校は青年團及び生徒兒童を通し各家庭に於ける目標達成の推進をなさしめること。

四 各金融機關は縣下に於ける資金の撒布状況及び消費状況を調査し、機を逸せず貯蓄の勸奨に努めると共に新領域に向つて開拓を進めること。

五 上述の目的を達する爲廣く言論機關の協力により効果的なる啓發宣傳の方途を講ずること。

(地方課)

×

×

×

×

鳥取縣公報

昭和十八年七月十三日
第千四百五十號

火曜日

本書ノ大キチハ規定規格A5列

目次

○告示

● 播州鎌販賣價格指定	一頁
● 水産物配給統制規則改正	四頁
● 資源調査員任免	五頁
● 負債整理委員會廢止	六頁
● 産婆名簿登録者	六頁
● 游泳場開設許可	六頁
● 倉吉町國民健康保險組合指定	八頁
● 縣稅検査章返納並交付	九頁
● 繭絲調査員囑託及解囑	一〇頁
● 産婆名簿取消者	二頁

○彙報

● 廢品回收運動展開	三頁
● 戦時衣生活の簡素化	三頁
● 昭和十八年全国壯丁皆泳必成訓練	四頁
● 其の他	四頁

告示

鳥取縣告示第三百六十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル播州鎌柄付ケ及播州鎌超特級品ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 播州鎌柄付ケ及播州鎌超特級品ノ最高販賣價格

品 目	寸 法	單位	最終最高販賣價格
鎌朴柄付ケ	鋸鎌柄 六寸五分	一丁	七錢
同	其ノ他ノ鎌柄 八寸ラツパ	同	一〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	工の良	同	同
尺一寸太口	尺一寸太口	尺一寸太口	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	尺一寸同	九寸同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇	一〇	一〇	九	八	八	一〇	一〇	一〇	九	九	一三	一二	一二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尺三寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺四寸同	尺三寸同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四	一六	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尺一寸太口	尺三寸同	尺二寸同	尺一寸同	尺五分同	尺細口	尺一寸同	尺〇五分	尺同	九寸同	八寸	八寸	九寸	九寸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇	一〇	一〇	九	八	八	一〇	一〇	一〇	九	九	九	九	九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尺二寸同	尺三寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺四寸	尺三寸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三	一二	一一	一〇	一〇	九	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一四

二 播州録超特級品工場渡最高販賣價格及小賣最高販賣價格
 昭和十六年十月農林省告示第八〇三號農機具販賣價格ノ

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尺二寸同	尺一寸太口	尺三寸同	尺二寸同	尺一寸同	尺五分同	尺細口	尺一寸同	尺〇五分	尺同	九寸同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三	一三	二三	二一	一〇	九	九	一三	一二	一二	一一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鎌雜木柄付ケ	同	鎌整柄付ケ	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鋸鎌柄 六寸五分	同尺二寸同	整尺一寸同	尻付尺二寸同	尻付尺一寸太口	尻付尺一寸同	尻付尺五分同	尻付尺細口	尺四寸同	尺三寸同	尺三寸同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六	二五	二四	一六	一四	一三	一三	一二	一六	一四	一四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尺一寸太口	尺三寸同	尺二寸同	尺一寸同	尺五分同	尺細口	尺一寸同	尺〇五分	尺同	九寸同	其ノ他ノ鎌柄 八寸ラツバ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇	一〇	一〇	九	八	八	一〇	一〇	一〇	九	九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尻付尺二寸同	尻付尺一寸太口	尻付尺二寸同	尻付尺一寸同	尻付尺五分同	尻付尺細口	尺四寸	尺三寸	尺二寸同	尺三寸同	尺二寸同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三	一二	一一	一〇	一〇	九	一三	一二	一一	一一	一一

二 播州鎌超特級品工場渡最高販賣價格及小賣最高販賣價格
 昭和十六年十月農林省告示第八〇三號農機具販賣價格ノ

四、鎌ノ内播州鎌ハ各特級品ノ價格ノ一割増トス但シ左記氏名ノ刻印アル銘柄品ニ限ルモノトシ藤原鹿市ノモノニアリテハ二割ヲ増シ得ルモノトス(錢位未滿切捨トス)

田中 八十七 稻岡 榮次 岡本 小三郎
橋 官二 稻田 久太郎 藤原 熊吉
藤原 鹿市

超特級品トハ素材ニ半製品ヲ使用スルコトナク最良ノ極軟鋼及特殊ナル刃物鋼等ヲ以テ鍛造シ最モ良ク鍛ヘラレ錠目美シク緻密ナルモノ身ノ部分ニ於テハセンスキ最モ良ク行キ渡リ又ノ部分ニ於テハ焼入ニムラ及ナマリナク良ク砥石ニカカリ砥ギ易キモノヲ謂フ

◆鳥取縣告示第三百六十三號

昭和十七年十月鳥取縣告示第六百七十二號(鳥取縣水產物配給統制規則第二條、第四條及第五條ノ規定ニ依ル指定)左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 第二條ノ水產物ノ種類及其ノ統制機關
煮乾鰯、塩乾鰯、素乾鰯、塩藏鰯、味噌漬鰯、粕漬鰯、糠漬鰯、塩乾鯖、塩藏鯖、塩乾飛魚、乾蝦(乾あみヲ含ム)、食用煉製品、わかめ製品

保證責任鳥取縣漁業組合聯合會

淡水魚介類

鳥取縣魚類配給統制協會

佃煮(水產物ヲ材料トセルモノ)

鳥取縣佃煮工業組合

煉製品(水產物ヲ材料トセルモノ)

鳥取縣蒲鉾工業組合聯合會

二 第四條ノ水產物ノ種類

煮乾鰯、塩乾鰯、わかめ製品、淡水魚介類、佃煮

三 第五條ノ水產物ノ種類及其ノ荷受機關

塩鮭鱈、燒竹輪、乾海苔、燒海苔、寒天、寒天原藻、昆布(加工品ヲ含ム)、柔魚製品、煮乾鰯、塩乾鰯、素乾鰯、塩藏鰯、味噌漬鰯、粕漬鰯、糠漬鰯、塩乾鯖、塩乾飛魚、食用煉製品、わかめ製品、乾蝦(乾あみヲ

鳥取縣海產物乾物卸商業組合

保證責任全國購買販賣組合會ヨリ入荷スルモノ

ニ付テハ

保證責任鳥取縣信用購買販賣利

用組合聯合會

鳥取縣經節小賣商組合

佃煮(水產物ヲ材料トセルモノ)

鳥取縣佃煮荷受配給組合

淡水魚介類

鳥取縣魚類配給統制協會

◆鳥取縣告示第三百六十四號

農林省所管重要物資現在高調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

新任者 解任者

職務執行ノ區域

任免年月日

中島 豐司	足立 益二	鳥取市	昭和十八年四月三十日
米山 萬喜夫	田中 梅藏	小田村	同
渡根 四郎	伊藤 松太郎	岩井町	同
中尾 利之	岡崎 謙一	若櫻町	同
山本 道夫	角脇 茂之	同	同
山本 祐藏	西谷 重太郎	同	同

森田壽信	高野義雄	東郷松崎村	昭和十八年五月三十一日
小谷友春	高力松藏	成美村	昭和十八年四月三十日
都田精基	阿部義榮	餘子村	同
岡本胤胤	遠藤尙正	東長田村	同
影山義男	影山菊三郎	溝口町	同
山根覺次	山根光茂	同	同
奥谷保憲	奥谷虎藏	根雨町	同

◆鳥取縣告示第三百六十五號

商工省所管重要物資現在高調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島一義

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
-----	-----	---------	-------

中島豐司	足立益二	鳥取市	昭和十八年四月三十日
米山萬喜夫	田中梅藏	小田村	同
山本道夫	角脇茂之	若櫻町	同
中尾利之	岡崎謙一	同	同

影山義男	影山菊三郎	溝口町	昭和十八年四月三十日
山根覺次	山根光茂	同	同

◆鳥取縣告示第三百六十六號

左記村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島一義

明治四十二年六月三日生

中嶋壽賀

神戶村	榮村	灘手村	舍人村	矢送村	宇野村
-----	----	-----	-----	-----	-----

◆鳥取縣告示第三百六十八號

東伯郡橋津村大字橋津一六二番地

門田房藏

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島一義

一名稱 橋津海水浴場

一所在地 東伯郡橋津村大字橋津

一開設期間 昭和十八年自七月八日至八月三十一日

◆鳥取縣告示第三百六十七號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島一義

鳥取縣告示第三百六十九號

西伯郡境町長 山本 亮
右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ
昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島 一 義

一名 稱 境海水浴場

一 所在地 西伯郡境町岬町

一 開設期間 昭和十八年自七月十五日至八月三十一日

鳥取縣告示第三百七十號

鳥取市長 井上 光 美
右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ
昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島 一 義

一名 稱 鳥取市海水浴場

一 所在地 鳥取市賀露町字西濱

一 開設期間 昭和十八年自七月十五日至八月三十一日

鳥取縣告示第三百七十一號

國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ
昭和十八年七月十三日
鳥取縣知事 武島 一 義

一 組合ノ名稱 倉吉町國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 鳥取縣東伯郡倉吉町大字研屋町二千五百十三番地ノ二

三 組合ノ地區 鳥取縣東伯郡倉吉町

四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者

(イ) 外國人

(ロ) 健康保險ノ被保險者ニシテ世帯主タル者

(ハ) 健康保險法施行令第七條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ニシテ世帯主タル者

(ニ) 內務職員共濟組合ノ組合員ニシテ世帯主タル者

五 指定年月日 昭和十八年七月十日

東伯及西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島 一 義

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	六五	昭和十八年三月三日返納	東伯郡以西村役場	書記	岩本 定夫
同	九四	同 三月二十九日返納	同 安田村役場	同	豊島 健藏
同	八三	同 四月十九日返納	同 舍人村役場	同	伊藤 順造
同	七九	同 五月四日返納	同 淺津村役場	同	山崎 春雄
同	九二	同 六月三十日返納	同 浦安町役場	同	吉田 晴雄
縣稅檢査章	九五	昭和十八年六月二十六日交付	東伯郡以西村役場	書記	田中 久一
同	九六	同	同 安田村役場	同	金田 石屋
同	九七	同	同 舍人村役場	同	梅地 義治
同	九八	同	同 淺津村役場	同	松本 正義
同	九九	同 六月三十日交付	同 浦安町役場	同	藤本 正一
縣稅檢査章	三九	昭和十八年七月一日返納	西伯郡庄内村役場	書記	角田 吉郎
同	四〇	同	同 御來屋町役場	收入役	角田 豊次

同	二九	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一〇八	同	同	同	同	同	同	同	同
縣稅檢査章 一一四		昭和十八年七月一日交付		同	同	同	同	同	同
同	一一五	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一一六	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一一七	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一一八	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一一九	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一二〇	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣告示第三百七十三號

繭絲調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島 一 義

田中節	囑託繭絲調查員氏名	員解囑繭絲調查 氏名	擔當調查範圍		執務場所	囑託解囑年月日
			番號	郡市町村名		
一一六	日野郡黑坂町	黑坂	蠶業出張所			
一一二	江尾村米澤村	同	同			

鳥取縣告示第三百七十四號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ

昭和十八年七月十三日

鳥取縣知事 武島 一 義

住所 西伯郡上道村六七九番地
 昭和十八年六月十日廢業ニ依リ名簿取消方出願ニ對シ同月二十五日取消
 松井 さよ

彙報

〃之も何かの役に立つ〃

廢品回收運動展開

— 國民學校生徒を總動員 —

襤褸や屑の再生は近年驚く程の進歩を示した。これまで無駄に棄てられてゐたやうなものも、今では之を立派に活かす途が出来たのだ。戦時下少量のものとも雖も決して粗末にせず、仮令一箇でも一布でも多く集めてお國の役に立たせなければならぬ。此の戦争を勝ち抜く力が廢品の一つ〳〵に籠つてゐるのであつて、廢品でも今では貴いお國の資源である。

廢品には色々あつて、例へば、

一、銅、眞鍮、青銅屑、アルミニウム屑、鉛屑、錫屑等は之を纏めて加工すると立派な地金になつたり、或は他の重要なものに更生したり

針、釘、クリップ、鋏、安全剃刀の刃、蓄音機の針と云つたやうな微少な廢品でも、皆立派な再生原料となるものであるから、斯うした廢品はお互に心してお國の役に立て、頂きたい。

之等の廢品は之までも婦人會や青少年團等の努力に依つて集められて來てゐるのであるが、縣では更に縣下各國民學校生徒を總動員して此の貴重なお國の資源である廢品の回收運動を行はしめることゝなつたので、各位に於かれても、右の趣旨を諒して今一層の御協力を切望する次第である。

〃廢品と 呼ぶな捨てるな 皆資源〃

〃之も何かの 役に立つ〃

〃總力戰 活かせ戸毎の 不用品〃

(地方課)

二、綿襤褸や綿屑等は古着、古靴下、古綿として何處の家庭にも必ず見出されるもので、之は色々工夫されて綿糸布や蒲團綿に生れ變り

三、紙屑は古雑誌、古新聞等から殆ど無限に得られるが、之は今パルプの原料たる木材が貴重な時大事な製紙原料として印刷用紙や包装紙等を作るに用ひられ、又

四、毛襤褸や毛屑はそれが古靴下であらうと或は古帽子であらうと、一度び再生工場に送られれば羅紗や毛布等の立派な毛織物に再生され

五、硝子屑は硝子原料の輸入が全く杜絶した今日大事な資源である。之を選び分けた後生地溶解爐に入れて、攝氏一、四〇〇度まで熱するとあの無色透明な綺麗な硝子になり

六、古ゴムはゴム靴の古いのやゴム襪、ゴム足袋の古いのが随分あることと思はれるが、之は再生ゴムや麻裏草履や又立派な防絨材になるし

七、鐵屑は古トタン板、古釘、古鍋、ブリキ罐等で、之は鐵鋼や鑄物類を造るのに是非必要のものである。

各位の實踐を望む

— 禮装と夏季中の上衣を廢止 —

戦時に於ける執務能率の増進、竝に物資衣料費の節約等に資するため、今般政府では戦時衣生活の簡素化を實施することに決定した。

依つて本縣でも之に即應して戦時衣生活の簡素化を實施することゝし、差當り禮装竝に夏季に於ける上衣を廢止することゝしたので、各市町村に於ても次の要領に依り首腦部面より率先實行せられるは勿論、之が實効を擧げるために凡ゆる會合、場所、機會をとらへ、或は申合せを行はしめ、又立看板、ポスターを利用する等の方法に依つて戦時衣生活の徹底を期されたい。

尙ほ公共團體、銀行、會社等に於ても同様實踐せられるやう切望する次第である。

一、宮中に關する場合、及び法令で特に定めてある場合の

外、公私一切の儀禮の場合に於ける衣服の制限を撤廢すること

一、夏季中(七月一日より八月三十一日まで)は次の事項に留意し、上衣を着用しなくても差支へないこととする

1.室内屋外を問はず通勤、外出の場合に於ても上衣、カラー、ネクタイを着用しなくてもよいが、此の場合半袖又は長袖のものを用ゐ、全然袖のない運動シャツ類はいけなす。

華美な色彩を施したるもの等不適當と認められるものは避けること

右の服装で上司の室に出入しても差支へない

2.警報發令等の場合はそれ／＼其の場合に適する服装にすること

3.之が實行に當つては非禮の謗を招くやうなことのいやう、又外來者其の他に對する應接態度等に特に留意すること

又之が實行に當つては上衣の新調を避けるは勿論、適

となり、本縣に於ては鳥取縣、大日本体育會鳥取縣支部、大政翼賛會鳥取縣支部が主催となり、在郷軍人會支部、銃後奉公會、醫師會、新聞社等が協力及び後援團體となつて實施することとなつた。

實施方法は各郡市別に講習によつて七月十五日までに各町村の指導者を養成し、町村毎に皆泳訓練を行ふのであつて、七月三十一日迄に皆泳を完成して八月十日前後には海泳訓練をも實施する豫定である。

被訓練者は昭和十八年度徴兵検査受檢者中、体格等位乙種以上の合格者で游泳不能の者とし

イ、全く浮き得ぬ者

ロ、浮き得るも十米以上游泳出來ぬ者

を對象とし、本年度入營壯丁中游泳不能者の皆無を期してゐるが、在郷軍人で、右に該當する者も努めて参加を希望する。
(教學課)

當な下着のない場合の外は下着の新調も之を避けること

「粗衣で頑張り 勝ち抜け聖戰」
「簡素づくめの 翼賛世帯」

(地方課)

昭和十八年全國壯丁皆泳必成訓練の實施

七月末日迄に皆泳必成

大洋を隔て、遠く南に北に戦ふ太平洋作戦に、將又河川湖沼を涉りて敵を追ふ大陸作戦に、大東亞戰爭下に於ける皇軍の活動は水と不可分の關係にあり、一人の兵の泳力は單に自己の生命に關するばかりでなく、一軍の作戦に影響するところまことに大である。従つて全國壯丁に對して入隊前に游泳訓練を實施するは國防能力を増進して必勝を期

◎鳥取縣本年度生産目標

ほうれん草

郡市別	作付割 當面積	生産面積
鳥取市	四〇反	一四千貫
米子市	四〇	一四
岩美郡	四〇	一二
八頭郡	五〇	一五
氣高郡	五〇	一五
東伯郡	一一〇	三六
西伯郡	一〇〇	三三
日野郡	四〇	一〇
計	四八〇	一四九

(農務課)

◎週報・寫真週報掲載内容(七月十四日號)

▲週報

- 日米銃後戦力の決戦
- 具現する大東亞の共榮
 - 上海共同租界の還付
 - 日タイ關係の緊密化
 - 立上る印度
 - 最近の重慶事情
- 陸軍特別操縦見習士官の手引
- 地方行政強化問答

▲寫真週報

- 印度獨立を目指し敢然武力闘争——新編制の印度國民軍の偉容
- 二百年に亙る英國の印度略奪と血の抗争
- 海の記念日を迎へて

戦ふ海が君等を待つて居る 石川縣七尾海員養成

所

- 練習船で戦ふ海へ——進徳丸の船上にて
- 戦ふ海に魚群を追ふて——トロール船決死の活躍
- 戦ふ海の座談會
- 今を利用の水田除草競技大會——宮城縣
- 増産手帳

鳥取縣公報

昭和十八年七月十六日 第四千四百五十一號

金曜日

目次

○縣令	一頁
●地方事務所長タル地方事務官委任事項中改正	一頁
●鹽工品配給統制規則施行細則中改正	二頁
○告示	三頁
●縣稅檢査章返納	三頁
●被保險者證中無効	三頁
●蠶糸生産費調査員囑託及解囑	四頁
●産婆登録名簿取消者	四頁
●鮮魚介類販賣價格指定中改正及食用鰻販賣價格指定廢止	四頁
●公有水面埋立竣工期限伸長許可	五頁
○彙報	五頁
●七月二十日は「海の記念日」	五頁
●國民學校の諸計畫夏季中に統合實施	八頁
●其の他	八頁

縣令

◆鳥取縣令第四十五號

昭和十七年七月一日鳥取縣令第五十六號地方事務所長タル地方事務官委任事項中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 岩美地方事務所長タル地方事務官委任事項中
- 鳥取市ニ係ル左記事項及
- 西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項中
- 米子市ニ係ル左記事項ニ左ノ一項ヲ加フ
- 一 蠶糸業統制法施行規則第十一條ニ依リ養蠶業者ガ繭